

# 観光財源の確保策

---

## 地方自治体における観光財源の確保事例①

税目	自治体	納税義務者	税率・税額	収入額	税収の用途
<b>法定目的税</b>					
入湯税	鉱泉浴場所在の市町村。(H27年度：976団体)	鉱泉浴場における入湯客	1人1日150円(標準税率) ※自治体により、日帰り/宿泊の別により違いがある	— ※全国で227億円(H27年度)	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光振興(観光施設の整備を含む)
<b>法定外目的税</b>					
宿泊税	東京都 H14年10月～	宿泊客(ホテル、旅館)	宿泊料金1人1泊当たり 10,000円未満 : 非課税 10,000円以上15,000円未満 : 100円 15,000円以上 : 200円	24.62億円 (H28年度)	観光振興
	大阪府 H29年1月～	宿泊客(ホテル、旅館、簡易宿所)	宿泊料金1人1泊当たり 10,000円未満 : 非課税 10,000円以上15,000円未満 : 100円 15,000円以上20,000円未満 : 200円 20,000円以上 : 300円	10.93億円 (H29年度予算額)	観光振興
	京都市 H30年10月頃～ 予定	宿泊者(ホテル、旅館、簡易宿所等のほか、いわゆる違法民泊等への宿泊者も含む)	宿泊料金1人1泊当たり 20,000円未満 : 200円 20,000円以上50,000円未満 : 500円 50,000円以上 : 1000円	45.6億円 (見込み)	観光振興 (文化財保護、道路・公共交通機関の渋滞対策、違法民泊適正化等も含む)
歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市 H15年5月～	一時有料駐車場の利用者	駐車行為1回につき 原付自転車を含む二輪車 : 50円 乗用車 : 100円 マイクロバス : 300円 大型バス : 500円	0.84億円 (H28年度)	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備
	<b>※法定外普通税</b>				

## 地方自治体における観光財源の確保事例①

税目	自治体	納税義務者	税率・税額	収入額	税収の用途
環境協力税	沖縄県伊是名村 H17年4月～	旅客船、飛行機等により入域する者	1回の入域につき100円 ※障害者、高校生以下は課税免除	0.05億円 (H27年度)	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備
	沖縄県伊平屋村 H20年4月～	旅客船等により入域する者	1回の入域につき100円 ※障害者、高校生以下は課税免除	0.03億円 (H27年度)	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備
	沖縄県渡嘉敷村 H23年7月～	旅客船、ヘリコプター等により入域する者	1回の入域につき100円 ※障害者、中学生以下は課税免除	0.12億円 (H27年度)	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備
遊漁税	山梨県富士河口湖町	遊漁行為を行う者	1人1日200円	0.08億円	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用
乗鞍環境保全税	岐阜県	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	(1)乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 (2)乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 (3)乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	0.15億円 (H26年度)	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用
法定外普通税					
別荘等所有税	静岡県熱海市	別荘等の所有者	650円/m <sup>2</sup>	5.56億円 (H26年度)	—
空港連絡橋利用税	大阪府泉佐野市	通行料金を支払う者	100円/往復	3.66億円	—

## 地方自治体における観光財源の確保事例①

税目	自治体	納税義務者	税率・税額	収入額	税収の用途
協力金					
富士山保全協力金	山梨県、静岡県	五合目から山頂を目指す登山者	1人1,000円（任意）	1.15億円（27年度）	富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山者の安全対策その他の富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に称する費用
伊吹山入山協力金	滋賀県米原市	登山者	1人300円（任意）	0.12億円（H27年度）	貴重な植生の保全、登山者へのより質の高いサービスの提供その他伊吹山の貴重な自然環境の未来の世代への継承等に関する事業に要する費用

（観光庁「新たな観光財源の確保策について」より）

	制度の概要	※白馬村の場合		
		事業区分	収入額	用途
ふるさと納税	都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄付）をすると、ふるさと納税（寄付）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される	（白馬村の場合） 全体収入額	2.12億円（H29年度）	
		うち環境保全・ 景観維持再生事業	0.82億円（H29年度）	地球温暖化対策事業（太陽光発電設置補助金、ごみ処理機購入補助金）、登山道整備、塵芥処理事業
		国際交流事業	0.12億円（H29年度）	産地づくり対策事業（特産品生産拡大、普及推進）、海外観光客受入整備（ナイトシャトルバス運行）

# 入湯税超過課税の概要

## 入湯税の税率の特例（平成26年12月11日改正）

	改正前の税率		改正後の税率	
①一般の宿泊者 1人1泊	150円	→	250円	税法上の特例措置
		→	150円	※奢侈性の低い施設の軽減措置
②一般の日帰り者 1人1泊	90円	→	90円	
③修学旅行団体 1人1泊	70円	→	70円	
④修学旅行日帰り 1人1泊	40円	→	40円	

※奢侈性の低い施設：国際観光ホテル整備法の登録ホテル以外

税率引き上げの目的 → 観光振興をさらに推進する事業の財源

引き上げの期間 → 平成27年4月1日～平成37年3月31日 10年間の特例措置

# 引上げ分の使途について

## ● 10年間の引上げ分の使途

### 引上げ分の税収の見込み

税率引き上げ分の税収見込みは、48,000千円/年額。

### 具体的な使途

#### 1 国際観光地環境整備事業

##### (1) フォレストガーデン整備事業

阿寒湖温泉の玄関口として、駐車場、園地、  
観光情報発信施設などを整備

H30年度は1工区駐車場舗装完成

8月中旬より駐車場共用開始





# 引上げ分の使途について

## ● 10年間の引上げ分の使途

### 具体的な使途

#### 1 国際観光地環境整備事業

##### (2) まちなか活性化事業

- ①外客対応「案内板」整備事業：観光光案内板の統一化
- ②外客対応「通信環境」整備：温泉街に無料WiFiを整備
- ③外客対応「散策路」整備事業：遊歩道、登山道の整備、案内標識の整備
- ④まちなかアート導入事業：「アイヌアート」によるまちなかの活性化
- ⑤景観改善支援事業：景観ルールに基づいた空き店舗等のチャレンジショップへの支援
- ⑥花いっぱい運動推進事業：まちなかに花を導入
- ⑦温泉街らしさの演出事業：コミュニティビジネスの支援



#### 2 おもてなし事業

##### (1) 「まりも家族手形」復活・推進事業（まりも家族コイン）

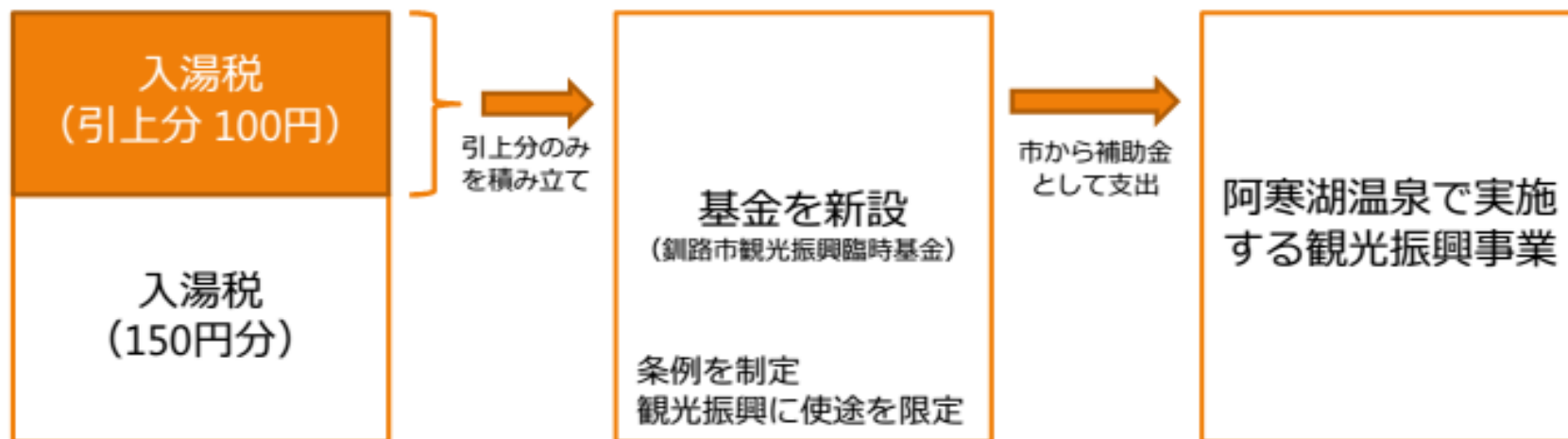
##### (2) 「循環バス」復活・運行事業



# 入湯税引上げ分の運用方法について

## ●入湯税引上げ分を基金に積み立て

- ・入湯税の引上げ分のみを観光振興の事業にあてるための基金条例を制定
- ・基金化することで、実際に何にどのくらい使ったのかを明確化
- ・地元の事業に対して、市から補助金という形で支出（地元と事業を調整し決定）



### 地元関係団体と市による事業検討会議の設置

- ・地元関係団体と市が用途について協議して決定
- ・事業の検証なども実施



## 制度上の取り扱い（入湯税、法定外目的税、分担金）

	定義	根拠法令	備考
法定目的税 （入湯税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法に定める税目</li> <li>用途を特定して徴収される</li> </ul>	<p>※入湯税について</p> <p>地方税法第701条          鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。</p>	
法定外目的税	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法に定める税目（法定税）以外に、各自治体が条例により新設することができる税目</li> <li>用途を特定して徴収される</li> </ul>	<p>地方税法第731条第1項          道府県又は市町村は、条例で定める特別の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。</p>	新設には総務大臣の同意が必要
分担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体が条例により、特定事件の経費に充てるため、その受益の限度で受益者から徴収するもの</li> </ul>	<p>地方自治法第224条          普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p>	

# 制度上の取り扱い（ふるさと納税）

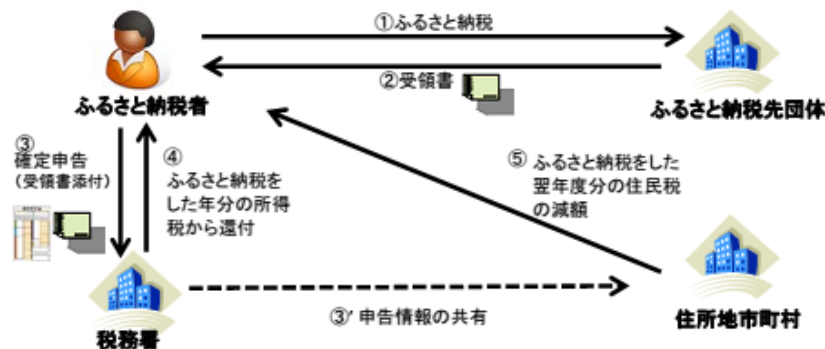
## 制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。  
 （例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。  
 （平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

## 手続（原則）



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）

## 導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

## 海外観光地における観光財源の確保事例①

国名	自治体	名称	納税義務者	税率・税額	税収の用途
ヨーロッパ					
スペイン	バルセロナ	観光税	宿泊客 (17歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1から3スターホテル、その他簡易宿泊施設…€0.75</li> <li>・4スターホテル…€1.25</li> <li>・5スターホテル、クルーズ…€2.50</li> </ul>	観光振興
	バレアレス諸島	観光環境税	宿泊客 (17歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初の8泊（シーズン中） €1~2.00（ホテルのランクにより変動）</li> <li>・9泊以降 税額は通常の半額</li> <li>・オフシーズン中 税額は通常の半額</li> </ul>	資源の保護
イタリア	ローマ	観光税	宿泊客 (11才以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1又は2スターホテル…€3</li> <li>・3スターホテル…€4</li> <li>・4スターホテル…€6</li> <li>・5スターホテル…€7</li> <li>・B&amp;Bなど…€3.5</li> <li>・観光用牧場など…€4</li> <li>・キャンプ場など…€2</li> </ul>	宿泊施設の維持 文化財及び景観の維持・再生、それに関連する地方公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援
スイス	ツェルマット	訪問客税	宿泊客(州内に住居を持つ者を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人1泊…CHF3</li> <li>・子供（6~16歳）1泊…CHF1.5</li> </ul>	情報・予約サービス 観光地体験 観光、文化、スポーツを提供する施設
ドイツ	ベルリン	宿泊税	宿泊客（ビジネス目的の宿泊客は対象外）	宿泊料金の5%	文化目的に使用
フランス	パリ	観光税	宿泊客	<ul style="list-style-type: none"> <li>・館…€4</li> <li>・5スターホテル…€3</li> <li>・4スターホテル…€2.4</li> <li>・3スターホテル…€1.5</li> <li>・2スターホテル等…€0.9</li> <li>・1スターホテル等…€0.75</li> <li>・5又は4スターキャンプ場…€0.54</li> <li>・その他キャンプ場…€0.2</li> </ul> <p>パリでは上記税率に10%の追加税がかかる（宿泊客には10%上乗せされた税率が提示される）</p>	観光振興

## 海外観光地における観光財源の確保事例①

国名	自治体	名称	納税義務者	税率・税額	税収の用途
北米					
カナダ	ウィスラー	追加ホテル税	宿泊客	宿泊料金の2%	観光事業（特に観光振興、新しい観光施設の資金調達及び運営）
アメリカ合衆国	ベイル	地域マーケティング区域税	宿泊客	宿泊料金の1.4%	事業の誘致及び観光振興を目的とした公的イベントの組織、運営、プロモーション、マーケティング。
	アスペン	宿泊税	宿泊客	宿泊料金の2%	地方交通サービスに25%、アスペンの観光促進に75%
	ハワイ	宿泊税	宿泊施設等	宿泊料金の9.25%	観光関連の用途に（法定された）一定額を優先的に配分（郡への配分も含） 残りは一般財源
	ロサンゼルス	TMD課税※	ロサンゼルス市内の50室以上を有するホテルの宿泊者	宿泊料金の1.5%	ロサンゼルスTMDでのビジネス会議や観光旅行のためのプロモーション
	サンディエゴ	TMD課税※	①ロサンゼルス市内の30部屋以上の宿泊施設 ②サンディエゴ市内の上記以外の宿泊施設	①宿泊料金の2% ②宿泊料金の0.55%	観光プロモーション

※ TMD・・・観光マーケティング地区(Tourism Marketing District(TMD))は、都市改善のために特定地域内の企業が負担金を出資する、ビジネス改善地区(Business Improvement District (BID))と類似の仕組み。地区のプロモーション活動資金を捻出するため、地区内に立地するホテル売上額に課税する仕組み。ロサンゼルスTMDは、このプログラムの運営を担うロサンゼルス・ツーリズム & コンベンション・ボードと契約した、ロサンゼルス・ツーリズム・マーケティング・ディストリクト・コーポレーションによって管理されている。

（日本交通公社「観光振興に関わる財源確保の課題について」、大阪府「大阪府の財政状況及び観光客の状況、財源確保の事例」より作成）